

重要取組シート

建築都市局 都市整備部
都市整備担当

取組項目		安全・安心で暮らせる都市（大和川高規格堤防整備事業及び土地区画整理事業等との一体整備の推進）
現状・課題		○大和川高規格堤防整備事業は、阪神高速道路湾岸線から南海高野線までの約 3.1km を阪神高速道路大和川線の整備と併せて行い、このうち住宅等が建ち並ぶ区域（三宝地区、錦西・錦綾地区）については、土地区画整理事業等を活用した一体整備を推進する。 ○三宝地区は、UR 都市機構が平成 29 年 6 月より大和川左岸（三宝）土地区画整理事業を施行し、物件移転補償や基盤整備等を円滑に推進するため、事業費の多くを占める国庫負担金を確保する必要がある。 ○錦西・錦綾地区は、関係機関との調整により事業用地を確保できたことから、事業着手（三宝地区実施から概ね 10 年後）に向けた関係機関等との検討を本格化させる。
取組の内容		○国土交通省が実施する大和川高規格堤防整備事業を推進するため、土地区画整理事業等を活用した一体整備の実施に関し、市民の安全・安心で快適な暮らしの早期実現を図るため、関係機関と協議調整を行う。 ○UR 都市機構が施行する大和川左岸（三宝）土地区画整理事業は、関係機関と協議調整や国庫負担金を確保し、更なる事業推進を図る。 ○錦西・錦綾地区は、関係機関等との協議検討を本格化させ、事業着手に向けた取組を進める。
スケジュール	前期 （～7 月）	□ 錦綾地区の事業着手に向けた地元説明会（5 月） □ 大和川左岸（錦西・錦綾地区）測量業務の着手（6 月） □ 関係機関及び庁内関係部局との調整（通年） □ 土地区画整理事業の建物等補償や 2 度移転街区の基盤整備工事（通年） □ 錦西・錦綾地区の事業着手に向けた協議・調整（通年）
	中期 （～11 月）	□ 大和川左岸（錦西・錦綾地区）事業計画検討支援等業務の着手（8 月） □ 関係機関及び庁内関係部局との調整（通年） □ 土地区画整理事業の建物等補償や 2 度移転街区の基盤整備工事（通年） □ 錦西・錦綾地区の事業着手に向けた協議・調整（通年）
	後期 （～3 月）	□ 関係機関及び庁内関係部局との調整（通年） □ 土地区画整理事業の建物等補償や 2 度移転街区の基盤整備工事（通年） □ 錦西・錦綾地区の事業着手に向けた協議・調整（通年）
	次年度以降	□ 土地区画整理事業の推進（建物等補償、基盤整備等） □ 錦西・錦綾地区の事業着手に向けた協議・調整
進捗の状況	前期 （～7 月）	□ 錦綾地区の事業着手に向けた地元説明会（5 月） □ 大和川左岸（錦綾地区）測量業務の着手（7 月） □ 関係機関及び庁内関係部局との調整（通年） □ 土地区画整理事業の建物等補償や 2 度移転街区の基盤整備工事（通年） □ 錦西・錦綾地区の事業着手に向けた協議・調整（通年）

(様式 4)

	中期 (～11月)	☐ 大和川左岸（錦西・錦綾地区）事業計画検討支援等業務の着手（8月） ☐ 大和川左岸（錦西地区）測量業務の着手（10月） ☐ 関係機関及び庁内関係部局との調整（通年） ☐ 土地区画整理事業の建物等補償や2度移転街区の基盤整備工事（通年） ☐ 錦西・錦綾地区の事業着手に向けた協議・調整（通年）		
	後期 (～3月)			
2025 堺市基本計画	該当する 施策	5－（1）自助・共助・公助のバランスのとれた防災・減災力の向上		
	寄与する KPI	—		目標値（2025年度）
				—
未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号	住み続けられるまちづくりを	
		11		
	寄与する KPI	—		目標値（2025年度）
				—

重要取組シート

建築都市局 開発調整部
建築防災推進課

取組項目		安全・安心で暮らせる都市（耐震化の推進）
現状・課題		○南海トラフ地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されているため、住宅・建築物の耐震化の推進が急務となっている。 ○令和3年12月に「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国交告示184号）が改正され、令和12年（2030年）までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消、令和7年までに耐震性が不十分な建築物（耐震診断義務付け対象建築物）を概ね解消することとされた。 ○令和3年5月に「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」を一部改訂し、耐震診断義務付けブロック塀の路線指定を行った。 ○木造住宅については令和7年（2025年）までに1000戸の改修をめざすなど具体的な目標を設定している。 ○耐震改修の実績件数が減少傾向にあり、市民ニーズの多様化に応えるために耐震改修補助制度の新たな選択肢の検討が求められる。 ○築年数が40年以上経過し、所有者が高齢化していることによる改修意欲の低下と、建物を放置されることで管理不全建物となるリスクがある。
取組の内容		○木造住宅については、耐震診断はしたが改修を実施していない方を中心に働きかけ、地域を決めて職員による戸別訪問を実施し、直接的な耐震化促進を行う。 ○住宅、建築物の耐震化を促進するために、広報、HPによる市内全域への周知と併せて、SNSによる直接的な情報を発信し、効果的な普及啓発を行う。 ○耐震診断義務付け建築物及びブロック塀等については、改修等の対策を行うように周知啓発を行い、耐震化を推進する。 ○耐震性能を有していない住宅の除却工事に対しても補助制度を拡充したことを周知し、耐震化とあわせて管理不全化の防止を推進する。 ○次期「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」策定に向けて耐震化の状況調査や資料作成を行う。
スケジュール	前期 （～7月）	□ 庁舎1階エントランスホールにおいて耐震診断・改修啓発ブースを出展し、耐震改修の必要性の周知や補助制度などの案内 □ 木造住宅の所有者への改修働きかけ（戸別訪問） □ 住宅の耐震化状況調査着手
	中期 （～11月）	□ 庁舎1階エントランスホールにおいて耐震診断・改修啓発ブースを出展し、耐震改修の必要性の周知や補助制度などの案内 □ 市民向けのイベント等に耐震診断・改修啓発ブースを出展し、耐震改修の必要性の周知や補助制度などの案内
	後期 （～3月）	□ 次年度の改修にむけて、木造住宅の耐震診断を行った方に改修制度を案内 □ 耐震診断義務付け建築物及びブロック塀等の所有者への改修働きかけ □ 住宅の耐震化状況調査を踏まえ、目標年次（令和12年）までに住宅を概ね耐震化することを実現するにあたっての課題を整理
	次年度以降	□ 木造住宅、耐震診断義務付け建築物及びブロック塀の所有者への改修働きかけを継続（戸別訪問を含む） □ 次期「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」策定を行い、新たな目標と取組を更

		新する。		
進捗の状況	前期 (～7月)	☐ 庁舎1階エントランスホールにおいて耐震診断・改修啓発ブースを出展し、耐震改修の必要性の周知や補助制度などの案内(4月～) ☐ 木造住宅の所有者への改修働きかけ(戸別訪問)(7月～) ☐ 住宅の耐震化状況調査着手(4月～)		
	中期 (～11月)	☐ 庁舎1階エントランスホールにおいて耐震診断・改修啓発ブースを出展し、耐震改修の必要性の周知や補助制度などの案内(10月) ☐ 市民向けのイベント等に耐震診断・改修啓発ブースを出展し、耐震改修の必要性の周知や補助制度などの案内(11月～)		
	後期 (～3月)			
2025 堺市基本計画	該当する 施策	5- (1) 自助・共助・公助のバランスのとれた防災・減災力の向上		
	寄与する KPI	—		目標値(2025年度) —
未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号 11	住み続けられるまちづくりを	
	寄与する KPI	—		目標値(2025年度) —